

新型コロナワクチンの接種費用を助成します

新型コロナワクチンの特例臨時接種は令和5年度末で終了しました。令和6年度以降は新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的に、対象者を限定したB類疾病の定期接種となります。

町では、国が定期接種用として定めた新型コロナワクチンを接種した町民の方に、接種料金の助成を行います。手続きなどの詳細は次のとおりです。

※接種を受ける努力義務や自治体からの接種推奨の規定はなく、あくまでご本人の意思に基づき受けていただくものです。周りの方などに接種を強制したり、受けていない人に差別的な扱いをしたりすることがないようにお願いします（定期接種以外で接種を希望する方は、任意接種となります）。

○対象

- ・ 満65歳以上の方
- ・ 満60歳以上64歳までの方で心臓疾患、腎臓疾患、呼吸器疾患等の内部障害で身体障害者手帳1級をお持ちの方

○期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日までの接種分

○助成金

12,300円（1回のみ）

※助成金額に満たない場合は、かかった費用のみ助成します。また、生活保護世帯の方は全額町負担とします。

○手続き方法

【町内の医療機関の場合】

- ・ 医療機関への予約は各自で行ってください。
- ・ 1回の接種料金のうち、助成額を差し引いた差額分のみ医療機関窓口で支払ってください。
- ・ 助成の手続きは不要です。

【町外の医療機関の場合】

- ・ 医療機関への予約は各自で行い事前に役場保健福祉課で「接種依頼書」の交付を受けてから接種してください。
- ・ 助成金は「新型コロナワクチン接種費用助成金償還払申請書」を役場保健福祉課に提出後、口座振込となります。一度、病院の窓口で全額を立て替え払いしてください（接種料金は医療機関により異なります）。

<申請に必要なもの>

接種したことが明記された領収証、印鑑、申請者の預金通帳の口座番号と口座名義人名がわかるもの

→手続きの締め切りは令和7年4月4日（金）まで

○その他

医療機関によっては、予防接種の日時が決まっているところや予約制となっている場合がありますので、受診する前に各自で確認してください。

▼お問い合わせは、役場保健福祉課保健推進係（01372-7-5291）へ。